

シビック・プライド
ふるさと草津の心をつくる
3つのリーディング・プロジェクト（案）

市民の“高いところざし”のもとで、「元気」と「うるおい」をキーワードに、滋賀県を先導する自負と責任をもって、本市の協働のまちづくり・地域経営をけん引していきます。

（参考：プロジェクトの対象と横断的視点の関係）



- 水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト
- はつらつ草津の未来プロジェクト
- 市民が学んで築く地域プロジェクト

1. プロジェクトの位置づけ

ここに掲げるプロジェクトは、私たち市民の間に「ふるさと草津の心」が自ら生み出されるよう、分野横断的な視点から設定するものです。すべて、基本構想期間を通じて草津市のまちづくりを先導するものであり、同時に、協働のまちづくりの気運をさらに高めるために重要な市民共通のテーマです。

各プロジェクトには、第1期基本計画期間において成果が強く望まれる施策・事業で、その波及効果が期待できる内容事業を含めています。各施策・事業を強力に推進するに止まらず、施策・事業間の相乗効果を最大限に高める工夫を図っていきます。

(凡例)

各プロジェクトの名称

■水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

水と緑を生かし地球環境と調和した暮らしが営まれ、様々な文化活動が旺盛に展開されるまちをつくっていきます。

- 成果指標（暫定設定）
- ・ 環境に関心を持って行動し、暮らす人々が増える
 - ・ 市民文化活動に携わる人々が増える
 - ・ 水と緑を生かした環境整備が進む

各プロジェクトの中長期の方針。

各プロジェクトの中長期の成果指標。

第1期計画期間において各プロジェクトを構成するリーディング施策。

第1期計画期間において各プロジェクトを構成する分野の内容。個別の事業を踏まえる。

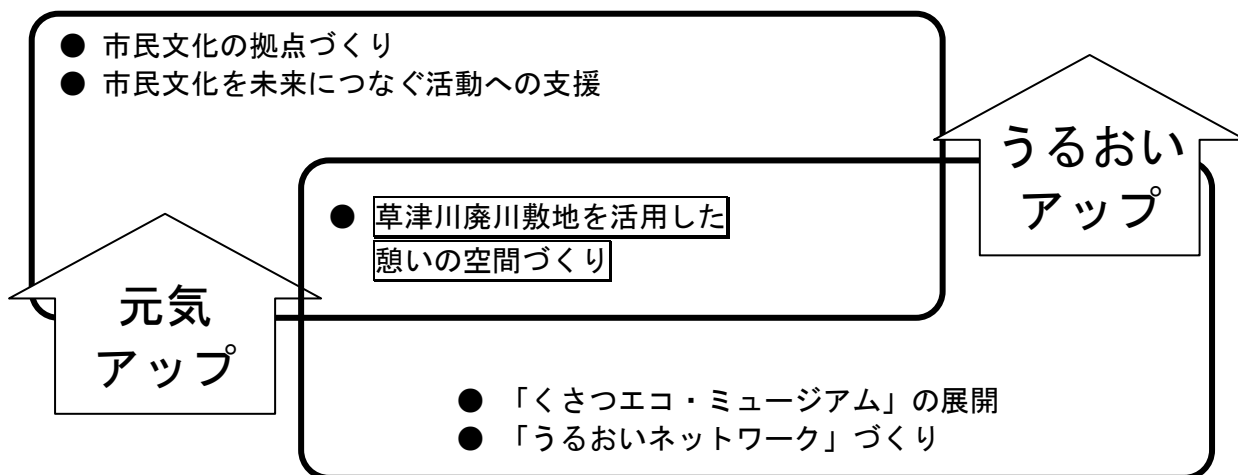
施策の単位で代表値とする成果指標。

プロジェクトを構成する施策	概要	成果指標（案）	
		現状	第1期末
市民文化の拠点づくり	→ 今ある文化施設や店舗などのいっそうの活用と、新たな拠点施設の整備・活用により、草津の文化の底力を高めていきます。	市民文化活動が活発になる	
市民文化を未来につなぐ活動への支援	→ 文化の薫るまちづくりを総合的にプロモートし、草津のまちと文化を発信するために、専門的な人材の確保・養成やポータルサイトの整備等を進めていきます。	専門的な人材を確保する	
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	→ 中心市街地活性化の取り組みと連携して、草津川廃川敷地において水と緑に憩い、安らげる空間づくりなどを促進します。	草津川廃川敷地の利用が始まる	
「くさつエコ・ミュージアム」の展開	→ 環境学習の資源に恵まれた本市の特性を最大に生かした各種の取り組みを展開し、“湖のある暮らし”を発信していきます。	「くさつエコ・ミュージアム」の認知が広まり活用される	
「うるおいネットワーク」づくり	→ 琵琶湖や河川等を生かした親水空間整備や「緑を増やす市民運動」の展開、在来生態系の回復、歴史資源を踏まえた修景など「うるおいネットワーク」をつくる多様な活動を、市民とともに楽しみ、進めていきます。	「うるおいネットワーク」を楽しむ市民が増える	

基本施策の体系のなかには、この下位の「事業」のレベルで擦り合わせて位置づける。

■水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

<p>水と緑を生かし地球環境と調和した暮らしが営まれ、様々な文化活動が旺盛に展開されるまちをつくっていきます。</p>	<p>成果指標（暫定設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関心を持って行動し、暮らす人々が増える ・ 市民文化活動に携わる人々が増える ・ 水と緑を生かした環境整備が進む
---	---



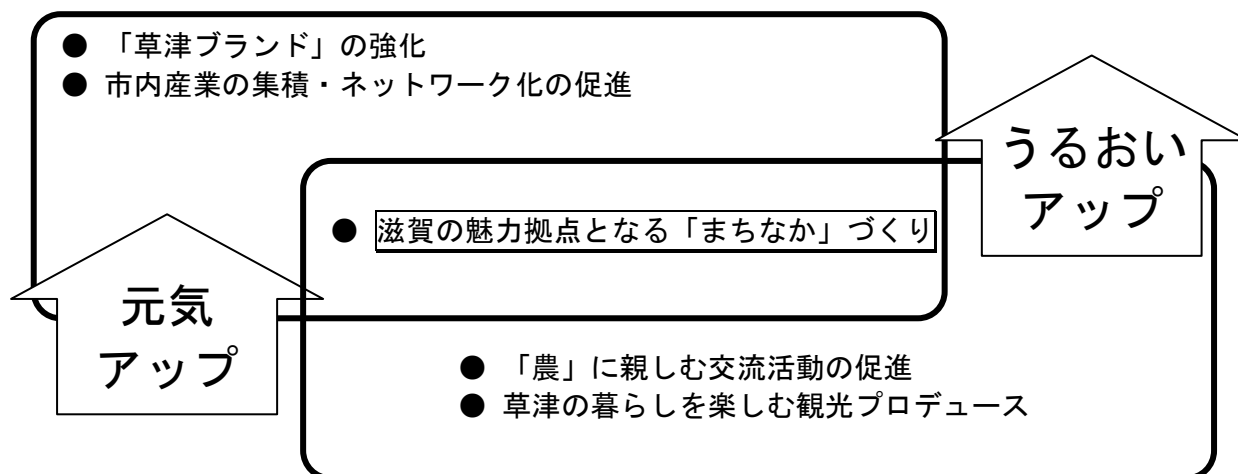
プロジェクトを構成する施策	概要	成果指標（案）	
		現状	第1期末
市民文化の拠点づくり	→ 今ある文化施設や店舗などのいっそうの活用と、新たな拠点施設の整備・活用により、草津の文化の底力を高めていきます。	市民文化活動が活発になる	
市民文化を未来につなぐ活動への支援	→ 文化の薫るまちづくりを総合的にプロモートし、草津のまちと文化を発信するために、専門的な人材の確保・養成やポータルサイトの整備等を進めていきます。	専門的な人材を確保する	
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	→ 中心市街地活性化の取り組みと連携して、草津川廃川敷地において水と緑に憩い、安らげる空間づくりなどを促進します。	草津川廃川敷地の利用が始まる	
「くさつエコ・ミュージアム」の展開	→ 環境学習の資源に恵まれた本市の特性を最大に生かした各種の取り組みを展開し、“湖のある暮らし”を発信していきます。	「くさつエコ・ミュージアム」の認知が広まり活用される	
「うるおいネットワーク」づくり	→ 琵琶湖や河川等を生かした親水空間整備や「緑を増やす市民運動」の展開、在来生態系の回復、歴史資源を踏まえた修景など「うるおいネットワーク」をつくる多様な活動を、市民とともに楽しみ、進めていきます。	「うるおいネットワーク」を楽しむ市民が増える	

※草津の市民文化

「市民が主体的に取り組む文化活動」として、芸術文化、歴史・伝統文化はもとより、生活文化をも含めた大きな広がりを持つものとして位置づけ、ふるさと草津の心の根幹を成すものと捉えます。

■はつらつ草津の未来プロジェクト

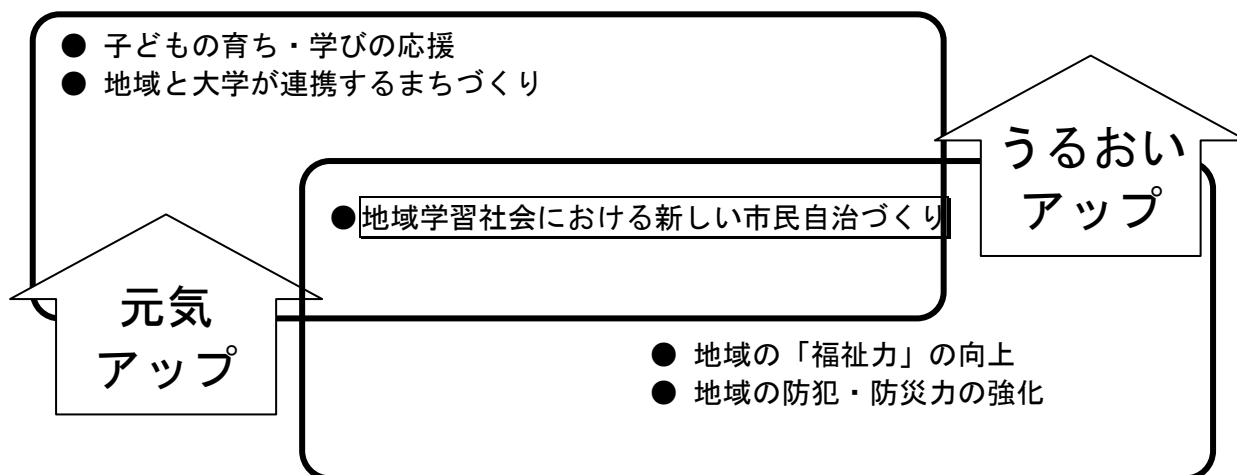
<p>様々な産業活動の集積・連携・発展を導きながら、草津の「まちなか」を、滋賀の元気を象徴する、人々の活動と交流の舞台としていきます。</p>	<p>成果指標（暫定設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の集積・ネットワーク化と農商工連携が進む ・ 滋賀の拠点として草津の「まちなか」が発展する ・ 自然と文化に親しむ市民が増え、草津を訪れる人と市民との交流が進む
---	--



プロジェクトを構成する施策	概要	成果指標（案）	
		現状	第1期末
「草津ブランド」の強化	→ 農・工・商・観の分野融合のもとで多様な地域資源すべてを生かした草津ブランドを強化し、シティ・インフォメーションの充実を積極的に推進します。	「草津ブランド」の認知が高まる	
市内産業の集積・ネットワーク化の促進	→ 市内企業への支援と併せて、草津田上 IC を生かした市内への産業集積・ネットワーク化の誘導、新産業・第二創業の促進などを図ります。	新産業等が興る	
滋賀の魅力拠点となる「まちなか」づくり	→ 市内外の人が「他にない魅力」を感じる「まちなか」を目指し、都市基盤・交通環境等の面で県南部地域の交通結節としての潜在力をさらに引出していきます。	「まちなか」を楽しむ人が増える	
「農」に親しむ交流活動の促進	→ 地産地消の取り組みを軸として、農業・農業者と市民のふれあい・交流活動等を展開します。	市内農業・農業者と交流を持つ市民が増える	
草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース	→ 「わがまち再発見・地域主導の地域づくり」を進めながら、地域資源を地域自らがプロデュースする着地型観光の展開を図るなど、新たな観光スタイルの定着を図ります。	草津市に観光で訪れる人が増える	

■市民が学んで築く地域プロジェクト

<p>未来を育む力を備えた地域づくり、また、学びあいと助けあいに根ざした安心の市民自治の基盤づくりを進めます。</p>	<p>成果指標（暫定設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆるところでの市民参加・参画が進む ・ 子どもの学びと成長が図られる ・ 人々の助け合いが進み、安心・安全な地域になる
---	---



プロジェクトを構成する施策	概要	成果指標（案）	
		現状	第1期末
子どもの育ち・学びの応援	→ 子ども自らの育ち・学びと子育てを、地域ぐるみで応援する環境を充実させていきます。	子どもが学校を好きになる	
地域と大学が連携するまちづくり	→ 大学と市民等の交流拠点をつくり、集う人一人ひとりのニーズに応じた幅広い活動ができるよう図っていきます。	市民の、地域活動に関わる学習・行動意欲が高まる	
地域学習社会における新しい市民自治づくり	→ 地域協働合校をさらに進めながら、地域協議会活動促進のための交付金制度の創出、市民センターの機能充実、市民提案型の協働まちづくりへの活動支援等を図ります。	子どもと大人の協働による、地域活動が活発になる	
地域の「福祉力」の向上	→ 誰もが安心して日常生活を営むことができる、「福祉力」のある地域づくりのため、コーディネーターの設置等を図っていきます。	地域の「福祉力」が強化される	
地域の防犯・防災力の強化	→ 地域住民と行政等の協働により、地域の誰もが災害等に対して不安を感じることなく暮らせるよう、地域の防災力の向上を図ります。	地域の防犯・防災力が高まる	

プロジェクトを構成する施策に設定する対象事業一覧表

■水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	担当課	基本計画での位置づけ（仮設定）		
			分野	基本方針	施策
市民文化の拠点づくり	・ 文化活動等拠点整備事業	教育総務課 他	生涯学習・スポーツ	生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	生涯学習拠点の整備とネットワーク
市民文化を未来につなぐ活動への支援	・ 草津文化芸術作品展開催事業	生涯学習スポーツ課	市民文化	市民文化の醸成	文化・芸術の振興
	・ 市民文化芸術活動支援事業	生涯学習スポーツ課	市民文化	市民文化の醸成	文化・芸術の振興
	・ 地域ポータルサイト整備事業	情報政策課	情報・交流	まちづくり情報の提供の充実	まちづくり情報基盤の整備
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	・ 草津川廃川敷地整備活用事業	企画調整課	うるおい・景観	やすらぎ・憩いの環境づくり	草津川廃川敷地の活用
「くさつエコ・ミュージアム」の展開	・ こども環境会議開催事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
	・ 環境ワークショップ開催事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
	・ エコ・ミュージアム活用事業	環境課	環境	環境学習の充実	環境学習の拠点づくり
「うるおいネットワーク」づくり	・ うるおいネットワーク推進事業	企画調整課	うるおい・景観	やすらぎ・憩いの環境づくり	水辺空間の活用
	・ 河川改修事業（親水性河川整備事業）	河川課	防犯・防災	治水対策	河川・排水路の整備
	・ 緑を増進する市民運動展開事業	公園緑地課	うるおい・景観	やすらぎ・憩いの環境づくり	まちなみ緑化の推進

■はつらつ草津の未来プロジェクト

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	担当課	基本計画での位置づけ（仮設定）		
			分野	基本方針	施策
「草津ブランド」の強化	・ 草津ブランド力強化事業	農林水産課・商業観光課	農林水産	農業の振興	持続的・安定的な農業経営の確立
	・ 草津CI推進事業	企画調整課	市民文化	市民文化の醸成	シビック・プライドの醸成
	・ 農商工間連携促進事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	持続的・安定的な農業経営の確立
市内産業の集積・ネットワーク化の促進	・ 工業振興事業	産業労政課	商工観光	工業の振興	中小企業の技術向上と経営革新の支援
	・ 産業誘致推進事業	産業労政課	商工観光	工業の振興	研究開発を中心とした企業（機能）の誘致と集積促進
滋賀の魅力拠点となる「まちなか」づくり	・ 大江霊仙寺線整備事業	道路課	道路・交通	安全で快適な道路づくり	幹線道路の整備
	・ 中心市街地再生事業	都市計画課	住宅・住生活	“まちなか”の魅力向上	魅力的な“まちなか”づくり
	・ 中心市街地活性化推進事業	商業観光課	商工観光	商業の振興	「まちなか」商業の活性化
	・ 公共交通対策事業	交通政策課	道路・交通	公共交通体系の充実	公共交通の充実
	・ 南草津駅新快速停車促進事業	交通政策課	道路・交通	公共交通体系の充実	公共交通機関の利便性の向上
「農」に親しむ交流活動の促進	・ 担い手経営革新促進事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	持続的・安定的な農業経営の確立
	・ 農業体験・食育推進事業	農林水産課	農林水産	農業の振興	市民ニーズに応える地産地消の推進
草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース	・ 着地型観光推進事業	商業観光課	商工観光	観光の振興	出会いとふれあいの魅力の発信
	・ 観光宣伝事業	商業観光課	商工観光	観光の振興	出会いとふれあいの魅力の発信

■市民が学んで築く地域プロジェクト

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	担当課	基本計画での位置づけ（仮設定）		
			分野	基本方針	施策
子どもの育ち・学びの応援	・ 学力向上重点事業	学校教育課	教育・青少年	学校教育の充実	教育内容の充実
	・ 学校教育モデルプラン推進事業	学校教育課	教育・青少年	学校教育の充実	教育内容の充実
	・ 保育サービス事業	保育課	子ども・子育て	就学前教育・保育の充実	保育サービスの充実
	・ 子育て支援センター事業	子ども家庭課	子ども・子育て	地域ぐるみの子ども・子育て支援	子ども・子育て支援ネットワークの充実
地域と大学が連携するまちづくり	・ 共同研究推進事業	草津未来研究所準備室	情報・交流	大学などを生かしたまちづくりの展開	大学などとの共同研究の充実
	・ (仮) コミュニティ・カレッジ開設事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	生涯学習活動の振興	生涯学習内容の充実
	・ 子どもアスリート体験教室実施事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	市民スポーツの振興	スポーツの普及促進
地域学習社会における新しい市民自治づくり	・ 地域協働合校推進事業	生涯学習スポーツ課	生涯学習・スポーツ	地域学習社会の形成	地域協働合校の展開
	・ 提案型協働まちづくり活動支援事業	まちづくり協働課	コミュニティ・市民自治	市民まちづくり支援体制の充実	地域コミュニティ活動の活性化
	・ 地域協議会推進事業	まちづくり協働課	コミュニティ・市民自治	市民まちづくり支援体制の充実	地域コミュニティ活動の活性化
地域の「福祉力」の向上	・ 「(仮称)地域福祉コーディネーター」設置事業	社会福祉課	地域福祉	「地域力」のあるまちづくり	地域福祉を支えるネットワークづくり
	・ 地域高齢者見守り事業	長寿福祉課	地域福祉	「地域力」のあるまちづくり	地域の力を生かした福祉のまちづくり
地域の防犯・防災力の強化	・ 防災対策事業	危機管理課	防犯・防災	災害に強いまちづくり	自主防災体制の確立と市民意識の高揚

地域経営の方針（素案）

基本構想を踏まえて、これまでの協働のまちづくりの流れを引き継ぎながら、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる方針を以下に示します。

1. 「公」の領域の広がりへの対応

従来、公共公益的な活動・サービスは、多くが行政の活動と一致していました。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、高度化するなかで、これらを行政が単独で担うことが困難となってきています。他方、従来からの各学（地）区での自治活動や NPO・ボランティアなど市民による活動が、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

今後の「地域経営」においては、こうした「公」の領域の新たな広がりに対応し、「協働」による取り組みを基軸とします。

（1）行動主体の役割分担と協働

「新たな公」を担う上で、各行動主体の役割を以下の通り示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

（行政の役割）

- 「新たな公」の領域を明らかにしつつ、これを担う主体を把握・育成して結びつけ、草津市全体の一体的なまちづくりの方向性のもとで、それぞれの特性を生かした活動展開を支援していきます。
- また、従来、行政が担ってきた「公」の領域についても、「協働」によって対応できるものは、積極的に「新たな公」の領域としていきます。

（市民・地域の役割）

- 家族や地域のあり方の変容や日常生活圏の拡大等に伴って弱まったとされる地域の連帯を再構築し、また、テーマに対応した市民活動に積極的に参画することなどにより、「新たな公」を担うための「地域力」「活動力」を高めていくことが期待されます。

（事業者・大学等の役割）

- それぞれの事業活動を通じるだけでなく、知恵・力などの資源をまちづくりに広く用いることで、企業市民としての役割を発揮することが期待されます。

（2）コミュニティの働きの重視

本市では、これまでから様々なコミュニティが活発な取り組みを行っています。これらコミュニティが「協働による地域経営」の基礎となることから、従来の取り組みをさらに一歩進めて、それぞれのコミュニティ活動がより主体的・能動的に展開されるよう、総合的な支援を充実させていきます。

2. 厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント

地方分権改革が進んで地方交付税等が大幅に減じる一方で、扶助費を始めとした義務的経費等が増大し投資的経費の縮減が迫られるなど、本市財政は硬直化が進んでいます。

地方分権が進むなかで、基礎自治体には、地域経営資源の適切な整備が求められますが、一方で、単独の基礎自治体が網羅的に地域経営資源を備えることは効率的ではありません。

また、それぞれの自治体は、地域特性に応じた地域経営を行うものであり、その多様性を尊重するなかで、互いに有意義な連携関係を発展させていくことが求められます。

こうした状況を鑑み、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行っていきます。

(1) 徹底した行財政改革の推進

厳しい財政状況を踏まえて、PDCA サイクルによる確実な計画の進行管理を行うとともに、行財政の透明性・公開性をいっそう高めて、さらに徹底した行財政改革を進めていきます。

(2) 「選択」と「集中」による事業の重点化

従来以上に、市民との協働を重視した地域経営を進めていくことに伴い、行政が行う事業については、適切な「選択」と「集中」による縮小と重点化を図っていきます。

(3) 業務評価の結果と財務分析の公開

従来の事務事業評価システムを刷新し、評価結果に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行います。また、公会計制度改革として発生主義・複式簿記などの企業会計手法の導入を図り、「資産・債務管理」「経費管理」「財務情報の開示」「行政評価・予算編成・決算分析との関係づけ」を行い公開していきます。

(4) 人材育成と有効な人材活用

より効率的で有効な行財政運営を行うため、自治体の政策形成能力を向上させ、政策志向の自治体運営を目指します。また、職員の意識改革とマネジメント能力等の向上に努めるとともに**効率的な組織体制および能力に応じた人材育成と有効な人材活用を図っていきます。**

(5) 公共施設の適正配置及び必要経費の平準化

公共施設の維持管理・更新、新設について、統廃合も含めた施設の適正配置を図るとともに、必要な経費の年度間の平準化を踏まえた計画的な整備を行っていきます。

(6) 近隣自治体との連携

市民生活に密着した基礎自治体として行政サービスの量と質、また、効率性を確保するうえで、近隣自治体との連携と広域行政の展開を強めていきます。また、福祉・産業経済・都市基盤・交通・災害時対応ほか様々な分野において連携関係における相乗的な効果を得ながら、近隣地域の発展をリードしていきます。

(7) 財務体質の強化

遊休・低未利用等の市有財産の適正処分と有効活用、また、市税の徴収強化、各種公共料金等の徴収率・収納率の向上に努めて、歳入の適正化を図るとともに、民間広告の掲載など歳入拡大を図っていきます。

自治体規模に見合った財政規模・歳出構造への転換を基本とし、包括予算制度の導入等によって、より効率的・効果的な予算執行を行っていきます。

参考資料

■ 中長期的な財政の見通し（イメージ）

平成 21 年度予算を基本として、第 5 次草津市総合計画期間における本市財政を試算すると、以下のようになります。

【財政見通し】

（単位：百万円）

【一般財源ベース】	平成 21 年度 (当初予算)	基本計画 第 1 期 h22~h24			
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
歳入	25,778	24,261	24,431	24,343	73,035
市税	20,195	20,043	20,298	20,209	60,550
地方譲与税・地方交付税等	2,939	2,094	2,009	2,011	6,114
市債	1,453	1,845	1,845	1,845	5,535
その他	1,191	279	279	278	836
歳出	25,778	25,094	25,398	24,700	75,192
義務的経費	12,799	12,510	12,460	12,273	37,243
人件費	6,048	5,879	5,950	5,888	17,717
うち退職金（特別職を含む）	323	386	484	622	1,492
扶助費	2,132	2,236	2,325	2,435	6,996
公債費	4,619	4,395	4,185	3,950	12,530
一般行政経費	7,768	7,648	7,729	7,703	23,080
投資的経費	1,500	1,262	1,598	1,158	4,018
うち財政運営計画 施設等整備費	473	428	671	303	1,402
その他の経費	3,711	3,674	3,611	3,566	10,851
（歳入）－（歳出）	0	-833	-967	-357	-2,157

※上記の財政見通しは、市が事業を実施するにあたって、どの程度の一般財源（財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの）が必要とされるかに着目して推計したものであり、総事業費（予算総額）から特定財源分（財源の用途が特定の経費に限られるもの）を控除したものとなっています。

【主要な事務事業の内訳】

（単位：百万円）

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
主要な事務事業					
内訳	リーディング事業				
	マニフェスト事業				
	主軸事業				

【歳入・歳出の分類】

歳入	
市 税	市民の皆さんから納めていただく市の税金です。市民税のほか、固定資産税などがあります。
地方譲与税・地方交付税等	国や県が徴収した税の一部または全部について、自治体間の財源の不均衡を調整することなどを目的として、一定の基準で地方に配分されるものです。
市 債	長期借入金でほとんどは特定財源ですが、普通地方交付税の不足分を補てんするための一般財源として「臨時財政対策債」があり、財政見通しは臨時財政対策債発行見込み額です。
その他	手数料収入や財産貸付収入、県支出金、諸収入のうち、一般財源となるものです。

歳出	
義務的経費	支出が法令などにより義務付けられる経費で、自治体の任意による削減が困難なものです。
人件費	市長、市議会議員、市職員に対して支払われる報酬、給料などの経費です。
うち退職金 (特別職を含む)	市長、市議会議員などの特別職を含め、退職時に支給される経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法などにに基づき、被扶助者に対して行っている支援などに要する経費です。
公債費	市債の元金、利子を償還するための経費です。
一般行政経費	業務委託などの物件費や各種団体への補助金などの補助費、維持補修費などに要する経費です。
投資的経費	支出の効果が市の資本形成に向けられるもので、施設など将来に残るものの建設事業費です。
うち財政運営計画 施設等整備費	投資的経費のうち、中期的な計画として市が重点的に実施すべき重要な事業と位置付けたもの。
その他の経費	特別会計への繰入金や予備費などです。

【財政見通しの考え方】

(前提となる条件)

- 平成 21 年度予算を基準として、平成 21 年度の決算見込みや社会経済情勢、各年度の特事情（選挙等）等を総合的に判断し試算したもの。
- 歳入、歳出とも平成 21 年度予算の制度、施策を継続するものとして試算する。ただし、政権交代による制度改正がほぼ確実視されるもの（道路特定財源の暫定税率廃止等）は、影響見込みを反映する。
- 試算値は平成 21 年度財政運営計画策定時の経済情勢、制度等から推計したものであり、平成 22 年度以降の歳入、歳出額を固定するものではない。

(歳入の見込み)

- 市税については経済情勢等を考慮し、個人市民税等税目ごとに個別に推計。
- 地方譲与税・地方交付税等については、経済情勢や市税の推移による影響、および自動車取得税廃止等の影響を考慮し推計。
- 地方債については、国の平成 22 年度地方債計画等による影響を考慮し推計。
- その他については、退職基金繰入等を考慮し推計。使用料の見直しは改定なしと想定。

(歳出の見込み)

- 人件費については、職員の退職、採用予定から新陳代謝等を考慮し推計。
- 扶助費については、雇用情勢や所得水準等を考慮し推計。
- 公債費については、発行済み市債の償還額および今後発行見込みの市債償還額を積上げて推計。
- 一般行政経費（物件費、維持補修費、補助費等）については、経済情勢による物価変動、施設老朽化の影響を考慮し推計。
- 投資的経費については、通常事業では経済情勢による物価変動の影響等を考慮し、優先的、重点的に取り組む事業として位置付けた平成 21 年度の財政運営計画計上事業費を積上げて推計。
- その他、経済情勢の影響のほか各年度で予定される選挙等による特事情や、広域行政組合等による各種計画での必要経費の増減等あらかじめ影響が見込める経費については可能な限り考慮して推計。

(リーディング事業費の見込み予定)

- 概算事業費の試算と財政見通しへの組み込み
- リーディング事業に伴う義務的経費の増減見込み
- リーディング事業実施に伴う、国庫支出金等による歳入見込み

草津市総合計画審議会 国土利用計画部会
(主な意見とその対応)

第1回

日時：平成21年11月9日(月)
午前10時から午前12時
場所：市役所4階行政委員会室

(1) 草津市の土地利用状況について(資料2)

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地転用状況について、市街化区域内農地と調整区域農地はどの程度の割合になるのか。調整区域で転用可能な農地があるのか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内の農地はあるが、今後は開発を促進するという考え方をしています。
<ul style="list-style-type: none"> ● P13 拡大市街地について、一般に公表されているのか。また、都市計画上の位置づけはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープランに位置づけられており、公表もされている。 ● 平成32年の人口見通しに基づき、将来に向けて拡大していくべき範囲を定め、この範囲で32.1ha 拡大していこうと考えている。 ● 都市計画法第34条8号の3に基づく特定区域については、市街化区域に編入しなくても開発が認められる地域となる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖域が草津市の面積に加わっており、市としてどのような関わりを持っていくのか。 ● 旧草津川の土地について、県の土地が多いと思われるが、市の関わりも大きい。計画の中にどう位置づけるのか。具体的なハード整備まで言及せずとも、方向性については位置づけておくべきでは。 ● 資料3-1P9である程度のたたき台が示されている。ここでいかに盛り込むかが審議会の使命である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖の管理は県。琵琶湖を県下の市町域面積に加えることで、国から交付税が受け取れるが、その交付税について半分程度を琵琶湖環境に使うという方向性が出されている。 ● 水面・河川・水路の保全の視点は重要であり、計画への位置づけは必要だと考える。 ● 草津川について、廃川されていない部分もあり「琵琶湖」の扱いとなっている。維持管理も不足していることもあり、県へ整備の要望をあげている。県の保全管理も依頼したい。 ● 上流域について、5市道、県道、JR、国道を除く32haが別の用途に使うことが可能だが全て県有地。県から売却の意向も出されたが、草津市の公的利用を考慮いただく方向にあり、市の方向性を検討したい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 資料1アンケートについて、資料2の計画にどの程度反映されているのか。1月足らずで計画に活かされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料3-1、3-2の方向付けとして反映している。アンケート結果を確認いただき、反映できてない点など気付かれれば指摘いただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 国土利用計画の最終の形はどのようなイメージになるのか。地図などは含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終的には、土地利用現況図や構想図も含めた形にする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 県の国土利用計画の計画期間は。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市の計画の期間は同じである。平成22年～32年
<ul style="list-style-type: none"> ● 資料2P27に県計画の抜粋があるが、これから策定する同期間の計画の抜粋なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これからの計画内容の抜粋となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年に都市マスができたとのこと、資料2の拡大市街地は、都市マスで位置づけられ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市マスで位置づけられている。

ているのか。	
● 第3次の国土利用計画には、拡大市街地の考え方が盛り込まれているのか。	● 第3次には盛り込まれていない。第3次は平成10年策定の計画。都市マスは平成18年スタート。

(3) 国土利用計画骨子(案)について(資料3-1、3-2)

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成32年度目標の市土の利用目的に応じた区分ごとの規模について、算出の根拠を問いたい。総計の平成32年の人口・世帯見通しと照らしても、住宅地開発が不足しているのでは。(過去10年は96ha開発されている。世帯は細分化され1.2万世帯程度増加する。これとの整合が必要では。過去の増加分をみると、170㎡/世帯程度必要になっている。) ● 住宅開発面積は、理詰めで説明できるものではない可能性もあるが、できる限り合理的な説明をしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域にある未利用地、都市計画法第34条の関係で整備される住宅を見込んでも不足する住宅地を拡大市街地でみていくという考え方である。 ● DID地区の考え方について、40人/ha、密集地は100人/haといった基準もあり、そういったところからも差し引きして算出したのが32haである。 ● 補足資料を作成し、改めて説明したい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の利用区分について、言葉の使い方も含め、それぞれの定義を知りたい。 ● 例えば、市街化調整区域でも住宅地として使われているところは「住宅地」となっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料2P16に定義づけている。 ● 市街化調整区域の住宅地は「住宅地」となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地について、市街化区域と市街化調整区域の割合はわかるのか。 ● 市街化区域で住宅が増えるのは構わないが、調整区域での住宅開発は抑制されるべきであり、現状を知りたい。 ● 法的に開発が可能であっても、市の方針としてそれを抑制することができるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの比率については算出することができない。 ● 農振の「白地」地域については、法的な手続きが進められれば、開発を抑えることは難しい。 ● 都市計画法34条第8号の3の規定に基づく特定区域以外について、市としては開発を抑えていきたいと考えている。 ● ただ、計画の方針として、その辺りのニュアンスは表現されていない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法第34条第8号の3の規定に基づく特定区域について、減災の考えに基づき、現時点では田があり、水が蓄えられていたが、開発されるとU字溝で一気の下流域へ流下する。災害面の視点についても気配りが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の見直しの視点に「減災」の視点を組み入れている。「市土利用の質的向上」の「②安全・安心な市土利用の推進」において、治水対策、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方に基づいた都市基盤の整備等を進めることとしている。
<ul style="list-style-type: none"> ● P9問8農地について、優良農地の保全是大切だが、農協の拠点整備についても検討中であり、積極保全が開発の足かせになるのは困る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別開発計画により、担当所属において対応する。

審議会以降に提出いただいた意見

主な意見	事務局回答及び考え方（案）																					
<p>【資料1】</p> <p>●問5 商業・サービス・業務地のあり方について、「草津駅周辺地域の商業・サービス・業務機能を充実させる」「南草津駅周辺地域の商業・サービス・業務機能を充実させる」とあるが何を求めているのか。</p>	<p>○総合計画においては、草津駅および南草津駅の両拠点を中心としたゾーンについて「まちなかゾーン」と位置付けており、なかでも両駅周辺地区を双眼の核として「にぎわい拠点」としております。考え方としましては文化・レクリエーション機能や業務オフィスなどの更なる集積を考えております。</p>																					
<p>●問6 住宅地の整備について、重要だと感じる施策について「これまでの市街地の中で未利用地の活用や建て替えなどを進める」が過半数。市が全面的に不可であれば、誰がどうするのか。</p>	<p>○市街地再開発事業であれば、組合等の施行者に支援を行うことが考えられます。また、未利用地についても民間活力による住宅地整備を考えております。</p>																					
<p>【資料2】</p> <p>●P6 農地面積（1242ha）－農振農用地面積（1081ha）の差（161ha）が市街化区域内農地となるのか。</p>	<p>○市街化調整区域内には農振農用地（青地）以外にとその他の農地（白地）がありますので農地面積と農振農用地の面積の差が市街化区域内の農地とはなりません。</p>																					
<p>●P7 事業数は減になっているが、工場面積の推移はどうか</p>	<p>○工業面積については大きな増減はなく、ほぼ横ばいとなっていますが、平成17年から平成18年にかけては73,000㎡増加しています。</p>																					
<p>■参考 従業員30人以上の事業所</p> <table border="1" data-bbox="287 1120 782 1388"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>事業所数</th> <th>敷地面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年</td> <td>67</td> <td>2,083,738㎡</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>68</td> <td>2,058,203㎡</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>69</td> <td>2,078,490㎡</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>72</td> <td>2,083,836㎡</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>73</td> <td>2,070,250㎡</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>75</td> <td>2,143,668㎡</td> </tr> </tbody> </table>	年	事業所数	敷地面積	平成13年	67	2,083,738㎡	平成14年	68	2,058,203㎡	平成15年	69	2,078,490㎡	平成16年	72	2,083,836㎡	平成17年	73	2,070,250㎡	平成18年	75	2,143,668㎡	<p>（工業統計）</p>
年	事業所数	敷地面積																				
平成13年	67	2,083,738㎡																				
平成14年	68	2,058,203㎡																				
平成15年	69	2,078,490㎡																				
平成16年	72	2,083,836㎡																				
平成17年	73	2,070,250㎡																				
平成18年	75	2,143,668㎡																				
<p>●P12 農転目的で「住宅用地」以上に「その他の建物施設用地」および「その他」が面積的に多いが内容はどのようなものなのか。</p>	<p>○露天駐車場および露天資材置き場です。</p>																					
<p>●P12 調整区域の開発が平成18年以降面積的に増加している。第3次草津市国土利用計画の方針に合致しているのか。</p>	<p>○主なものとして考えられるものが、平成16年から施行された「草津市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（都市計画法第34条第11号）」に基づき行われた調整区域内における開発によるものです。同条例は、草津市が目指す将来像を実現するため、また、厳しい都市間競争を勝ち抜くために制定したものであり、第3次国土利用計画の方針では、利用区分別の市土利用の基本方向の農用地で「本市の活力を維持、強化するために特に必要な土地利用転換を除き、優良農用地の保全・確保を図る」という考え方を示しています。</p>																					
<p>●P13～14 拡大市街地及び都市計画法第34条第11号の特定区域ともオープンになって</p>	<p>○拡大市街地は、線引き見直し時期に必要な区域を定めて都市計画決定をしています。</p>																					

<p>いるのであれば今後のスケジュール等の具体化が必要。(都市計画決定に向けて)</p>	<p>○特定区域については、条例化されており、都市計画決定の必要はありません。また、これらは事業者から開発申請が出され、適正な申請については許可され、整備が進むものであり、民間の開発動向によって左右されることにもなります。</p>
<p>【参考資料2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拡大3 三ツ池地区が住宅地から公共施設、企業用地に変更となっていることについて ●拡大8 南笠地区が工業地から住宅地に変更となっていることについて 	<p>○都市計画マスタープランについては、平成18年に策定しており、以降の状況の変化により、土地利用方針を変更しています。内容については、参考資料2の通りです。</p>
<p>【資料3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●P3「新旧のまちの混在」「住工混在」が重要課題となっているがそうは思わない。「新旧のまちの混在」は草津市では当たり前の話であり、これが住環境にマイナスになっているとは考えられない。 	<p>○表現を修正します。</p> <p>→本文修正案</p> <p>前：「…ことから、「新・旧」のまちの混在がみられる他…」</p> <p>後：「…ことから、人口特性が小地域単位で様々に異なっています。また…」</p> <p>○住工混在については、志津や老上地域において見受けられ、騒音や振動問題などから考えても住宅地と工業地とが隣接することは望ましいとは言えない状況です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●P3「人口減少を見据えたまちづくり」とは具体的に何か。 	<p>○人口については平成32年をもって減少していくことが推計されています。現在までの様に開発志向のまちづくりを進めるのではなく、成熟型社会を見据え、将来の人口予測をもとに量的な調整も含めた施設整備を進める必要があることを意味しています</p> <p>○基盤の過大整備を抑える他、人口減少とともに問題となる可能性の高い少子高齢化も見越し、バリアフリーの視点などだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があると認識しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●P4「高齢者が安心して暮らしていくことができる土地利用」とは。 	<p>○資料2 P29にもあるように、身近な商業機能や移動手段、移動環境など生活に不可欠で基本的な暮らし環境が整った土地利用だと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●P4「長期的な視点に立って自然のシステムになった持続可能な市土の利用」とは。 	<p>○自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全等、環境的な配慮が大切にされていることと同時に、経済や社会ともバランスが取れた土地利用だと考えております。</p> <p>○特に、自然的土地利用については、長期的な視点に立ち、将来に渡って、適切に保全するとともに、自然に対する理解や親しみを深めるため、自然環境等を活用した人と自然のふれあいの場の創出といった活用についても配慮していく必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●P5 アンケート結果からも「生活道路の充実・整備」を盛り込むべき 	<p>○P10 利用区分別の市土利用の基本方向において「整備に当たっては、道路の安全性、快適性、防災性の向上等、道路の多面的機能の発揮に配慮するとともに、環境、景観、バリアフリーに十分配</p>

	<p>慮する。」という方向性を打ち出しており、この箇所において「生活道路整備」の視点を追記したい。</p> <p>→本文修正案 前：「…配慮するとともに、環境、景観、バリアフリーに十分配慮する。」 後：「生活道路については日常の利便性・安全性の向上を図っていくこととする。」</p>
<p>●P6 「社会参加しやすい土地利用への誘導」は市民にわかりにくい。</p>	<p>○御指摘を踏まえ修正いたします。 ○「社会参加しやすい」の意味としてバリアフリーがその意味合いを兼ねているところもあり、「社会参加」の一文を削除します。</p> <p>→本文修正案 前：「…子ども等も安心できるバリアフリーの考え方に基づく、社会参加しやすい土地利用誘導…」 後：「…子ども等も安心できるバリアフリーの考え方に基づく土地利用誘導…」</p>
<p>●P8 農用地の高度な利用とは何か</p>	<p>○農用地の農地整備などによる効率的な農業展開に資する整備を行うなどの意味合いがあるとともに、農地の有する多面的な機能が十分に生かされるよう、有効に活用することです。</p>
<p>●P8 第3次と第4次用とでは利用区分別の市土地利用基本方向で調整区域内農地の農転方針が、だいたい転換した表現になっているが。また拡大市街地との関連は。</p>	<p>○都市計画マスタープランで位置づけられている拡大市街地の9つのエリア、都市計画法第34条第11号のエリア、川の下・御倉地区につきましては、市街地への転換を図っていくものとして、今後十分な検討を踏まえ、適切な土地利用を進めるべきものとして表現をしておりますが、基本的には優良農用地は保全・確保をすることとしています。</p>
<p>●P9 旧草津川跡地について委員の発言のとおり、市の意向、要望内容を入れてはどうか</p>	<p>○P22 「土地の有効利用の促進」における「地域全体の魅力をいっそう高める資源としてとらえ、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図る。」という方向付けをおこなうこととしており、総合的な視点から計画を策定していく予定です。</p>
<p>●P13 用地原単位とは</p>	<p>○用地原単位とは、計画を策定するにあたり基礎とした、人口1人当たりの必要な用地面積です。</p>
<p>●P14 旧東海道、中山道沿い商店街について、商店が閉鎖し住宅地域に移行しつつあるが、歴史・文化環境を生かした活性化は可能か。(トンネルより南) ●高齢者世帯を対象とする小売店誘致と住宅への転換が現実的ではないか。</p>	<p>○本陣商店街を中心とする旧街道筋の面影を残す地域に宿場町草津のイメージを復活させるため、日よけのれんによるファサード整備を行い街道筋の景観形成を図るなど、また、草津宿場まつりや街あかりイベントなどの取組を通じて集客や活性化を図っていきます。</p>
<p>●P19 混在化地域等における転換の内容が理解できない。</p>	<p>○住宅地の混在化が進行する地域では、スプロールが生じたり、生活環境の整備と農業生産基盤の整備がともに十分行われないなどの弊害が生じるおそれがあることから、土地利用の混在による弊害を防止し、良好な生産基盤の整備や住みよい環境づくりを進めるため、無秩序な利用転換を抑制し、農地は農地としてのまとまりを、住宅地は住宅地としてのまとまりを確保することにより、地</p>

	域の環境を保全しつつ、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農地と住宅地相互の土地利用の調和を図る、といった意味合いです。
●P2 2 低未利用地について「旧草津川跡地」「烏丸半島」「西友跡地」「三ツ池」の市としての考えを出す必要があるのでは。	○「旧草津川跡地」については低未利用地において、地域全体の魅力をいっそう高める資源としてとらえ、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図っていくこととしております。また、烏丸半島については、共生ゾーンにおける広域拠点核のひとつとして位置づけておりますことから、「都市拠点」において位置づけ烏丸半島とその周辺地域を、琵琶湖の自然・歴史の学習と幅広い人々の交流を促進する「湖岸共生拠点」として位置づけ、その促進を図っていくこととしております。 ○その他の土地については、財源も含めて将来の土地利用がみえない中、土地利用の動向、社会情勢を見据えながら、適切な土地利用を図っていきます。
●平成17年時の1世帯当たり住宅面積は170㎡(849ha÷49,778世帯) ●平成17年から平成32年までの増加分における1世帯当たり住宅面積は42㎡(50ha÷11,922世帯)となっているが、平成32年の推計世帯数61,700世帯と整合させるためには、住宅地面積の大幅な拡大が必要ではないか	→本文修正

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
【策定に関して】 ●策定に議決は必要か。	○国土利用計画法により議会議決を要することになっており、平成21年3月議会に上程する予定をしております。
●今後の策定スケジュールは。	○12月上旬 審議会(国土利用計画部会) 12月中旬 審議会(全体会) 12月下旬から1月上旬 パブリックコメント 1月末 審議会(全体会) 3月 議会の議決(予定)
【資料3-1】 ●全体を通して、センテンスが長く、読んで理解するのが難しい	○県計画を基本とするため、県計画の表現と整合をとっているところもありますが、見直しを行いました視点としまして、第3次計画では長文による構成となっていたものを項目立てを行う、といった対応をとっております。
●P5「持続可能な都市づくり」や「持続可能な土地利用」とはどういうことか。	○自然と人間活動とが調和した健全な物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全・再生・創出とそのネットワーク化などの意図をもっています。

<p>●P5「バリアフリー」(トレンドがわからないが、一時期バリアフリーからユニバーサルデザインに移行したように認識していた)</p>	<p>○総合計画検討時に、本市の「バリアフリー」的取組について、「ユニバーサルデザイン」的などころまで到達していない旨の指摘があり、総合計画でも「ユニバーサルデザイン」の用語を使用せず、「バリアフリー」を使用しています。国土利用計画でも、この使い分けに倣っています。</p>
<p>●P8「農地の持つ多面的機能」とは。</p>	<p>○農作物の生産だけではなく、遊水機能や緑としての田園景観によるうるおいの創出、また、生物の生息・育成空間としての機能も有していると考えております。</p>
<p>●国土利用計画に「防犯」の視点も必要では</p>	<p>○防犯については、土地利用の観点ではなく、総合計画の基本計画の「犯罪のないまちづくり」のなかで施策として打ち出していくものではないかと考えます。</p>
<p>●都市軸の位置づけがありますが、持続可能な…という視点から考えると、公共交通と道路、自動車、自転車、歩行のゾーンの住み分け、連携が不可欠だと思います。都市軸のところで記載すべきか否かはわかりませんが、ゾーン、軸上をどのような手段で人や物が動くのか、そのために土地利用上何が必要かという事を示すべきではないでしょうか</p>	<p>○総合計画の基本計画や個別計画のなかで整理して参ります。</p>

第2回

日時：平成21年12月1日（火）
午後1時30分から午後3時
場所：草津市役所 2階特大会議室

■第4次計画について

主な意見	事務局回答及び考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ●農業拠点整備の位置づけについて、個別の開発案件としてではなく、草津市の農業を発展させる拠点づくりが進められるような位置づけが必要。 ●農業拠点は、市街化調整区域でなければ整備が進められない。 ●「既存施設周辺」という文言が入れないか。 ●基本計画や都市マスとも関連する内容かもしれない。 ●資料2-1P9 辺りで表現に工夫ができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第5次総合計画では、今後の農業振興施策として“「農」に親しむ交流活動の促進”としてリーディングプロジェクトに位置付け、強力に推進していくこととしており、その活動拠点として国土利用計画においても位置づけをして参ります。
<ul style="list-style-type: none"> ●人口フレームから開発面積を算定しているが、農地面積の位置づけや確保すべき農地についても、13.5万人が自給自足できるよう「食料自給率80%、90%」といった考え方ができないか。 ●総合計画で位置づけている13.5万人の人口増を受け止めるには、森林か農地しかない。人口増を位置づけても土地がネックになってしまいかねない。人口抑制策を打ち出すのであれば別。 ●国土利用計画検討には人口フレームが基本になっているが、農地、工業地、住宅地のバランスも必要。農地も重要であるが、どの程度の農地の確保が可能かバランスをチェックしてはどうか。 ●農地から計画のフレームを引き出すのは難しいが、指摘されている「理念」を抑えるべきでは。 ●農地、工業用地、住宅地をどの程度新規で確保するのか、どの程度割り当てるのか適切な規模を検討してもらいたい。はっきり示すのは難しいが、基本計画とすり合せてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●湖南幹線以西は優良農地として保全していきたい。以東については山地部もあり、市街化区域に入っていく箇所もあると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ●未利用地について、西友跡地は駅前の重要な土地。計画が進むと思われたが、白紙に戻っている。その経緯を確認したい。 ●西友跡地は、草津の玄関口でもあり、今後、市が検討している方向性を示していくべきでは。 ●資料2-1P14「まちなかゾーン」の辺りの表現を確認すると、ある程度の内容は表現されていると解釈することもできるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発計画に、2社からの公募があり、物販やシネマを含む計画が採用された。その後半年が経過し、事業規模を半減し、温水プールをつける計画で、温泉の掘削まで行い、契約も交わした。その後のリーマンショックなどで、事業主体より計画継続が難しいとの申し出があり、計画がストップしている。 ●具体的な計画でもあり、表現できたとしても、抽象的な内容にとどまる可能性があるが、どこまで表現できるのか検討したい。

<ul style="list-style-type: none"> ●本計画は難解な表現が多い。市民が直接目を通すこともあり、平易な表現に直すべきでは。 ・地域類型別，利用区分別，地域別の3つの視点 ・人口減少を見据えたまちづくり →基盤整備費用等抑え気味，ということだろうと思うが ・高齢者の安心・安全なくらし →バリアフリーでは ・P19 混在化地域等における転換 ・「農地の高度利用」 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画わかりやすさについては，県計画と整合を図っている面もあるが，見せ方も含めて検討したい。 ●「農地の高度利用」については，基盤整備などが進んでいる，といった主旨。表現は検討したい。
<ul style="list-style-type: none"> ●計画の文言が長い。短くすることで分かり易くなるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ●整理します。
<ul style="list-style-type: none"> ●資料 2-1P 3 土地利用上の基本的課題は非常に重要。 ●P3「土地利用上のひずみ」は課題の最上段に表現するほど重要なのか。むしろ，「生活道路」に関連する内容の方が重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用上のひずみは，市の人口増加の経緯を見ても，人口急増期に転入した層の高齢化が進み，子ども世代が転出し，空き家化が懸念され，コミュニティの弱体化にもつながる恐れがあり，重要な問題である。 ●住工混在についても，当初工場が立地していた周辺に住宅が増加してきており，住民層からの苦情も出ており，問題が顕在化している。 ●生活道路については，基幹的道路の整備が進みつつあるが，生活道路の整備を進めるとなると，拡幅整備なども伴うことが予想され，歩道設置された道路であれば，拡幅なども進められるが，それ以外のところでは長期的な視点をもってしてもどこまで実現できるのか難しい面も含まれている。
<ul style="list-style-type: none"> ●資料 2-1P14「旧東海道および中山道…」に関連して，駅前以外は商店街も衰退が進んでいる。長期的な視点に立って，本当にこの方向性でよいのか検討が必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本陣商店街を中心とする旧街道筋の面影を残す地域に宿場町草津のイメージを復活させるため，街道筋の景観形成を図るなど，また，街あかり等イベントなどの取組を通じて集客や活性化を図っていきます。

草津市総合計画審議会__基本計画部会 (主な意見とその対応)

第1回

日時：平成21年11月13日(金)
午前10時から午前11時30分
場所：草津市役所 2階特大会議室

(1) リーディングプロジェクト(案)について

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
● 我々の役割として、リーディング・プロジェクトについて、理想論として検討をしてもいいのか。厳しい財政状況を踏まえた上での検討をすべきなのか。	● (会長;当然、厳しい財政状況を踏まえて検討すべきだろう)
● 「地域」の用語の使い方に留意をされたい。自治体そのものと、各学(地)区と両方に用いている	● 学区としての地域、市としての地域について、それぞれ同じ文言になっているが、使い分けについては、可能かどうか検討はしたい。 ● (会長;両方の意味で用いることは、やむを得ないだろう)
● リーディング・プロジェクトは、自助公助共助という考え方でいうと、どう捉えるべきか?	● リーディング・プロジェクト対象事業は、分野別計画において、再掲することになる。そのために、分野別計画において行政の役割、市民、地域の役割、事業者、大学等の役割について整理をしている。
● 中長期の成果指標は出さないのか。	● 中長期にはどのような状態になるかについては示していくが、成果指標は検討段階である。ただし、少なくとも、第1期基本計画期間の指標はしっかりと示していきたい。
● リーディング・プロジェクトの位置づけやプロジェクトの設計条件の文言表現について、修正されたい。	● プロジェクト立案時点の説明資料として整理しており、今回、計画書記載内容として、指摘を踏まえて再整理を行います。
● 「学力向上」が「学校が好きになる」など、取り組み内容と成果の表現が合致していないものがある。	● プロジェクトが固まり次第、再精査したい。
● プロジェクト全体が4層の構造になっており少しわかりにくい。整理統合を含めて、再構成されたい。 ● プロジェクトが8項目はいかにも多い。一段上のレイヤーで考えて、大幅な再編をお願いしたい。	シビック・プライド ● ご意見を踏まえて、ふるさと草津の心をつくる、3つのリーディング・プロジェクトとして再整理いたします。
● 各論・分野別計画との整合は図れているのか(緑の基本計画、男女共同参画推進計画など)	● すでに出来ている男女共同参画推進計画とは整合をとっています。 ● また、各課から提出された内容をもとにリーディング・プロジェクトの施策を組み立てているので、これから作る緑の基本計画などについても、名称は別にしても同様な位置づけができて

	いくと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「まちなか」だけでよいか。周辺部から異論がでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草津市全体を一体的なまちと捉えている。 ● 「まちなか」を単に良くするのではなく、「まちなか」を活性化するが周辺地域を含めた草津市全体の「元気」や「うるおい」につながっていくとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍市民など、多文化共生は今後ますます重要となる視点である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の基本計画は、進行管理はもちろん、行財政システムとの連動を重視しています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性、高齢者、障害者など、ノーマライゼーションの視点に踏み込んだ計画とされたい。 ● 多文化共生や女性などを、こういう人権の括りなどにしてしまうと、その分野の問題になってしまって、社会全体の問題にならない。 ● 男女共同参画の視点は、横断的に入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● そのため、実際の施策・事務事業を基本に、その体系を論理的にシンプルな構造となるよう努めている。 ● ノーマライゼーションとインクルーシブな社会づくりの視点については、行政の役割で掲載することなど、検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権だけで終わってもらいと困る、ということ、市民文化などで趣旨を踏まえるか。行政の行動、成果指標などで入れるなどもある。対応を検討してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 学力向上の事業は、学校教育モデルプラン推進事業に含めてはどうか。 ● 教育とエコ・ミュージアムなどリンクさせて、エキサイティングなものにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回のリーディング・プロジェクトの施策について再整理している。 ● 教育とエコ・ミュージアムについては、リンクさせていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域協働合校のさらなる推進が図られている」という成果指標はおかしい。10年の反省を受けて次を考えるべきだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果指標について再検討いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域協働合校についてプロジェクトの2でもいいが、3でもいいかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回のリーディング・プロジェクトの施策について再整理している。
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量・資源化促進事業のなかにある、拠点づくりの具体的内容はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンセンター建て替えが、この10年では必要と考えている。単なるごみ処理施設ではなく、環境学習等に生かせるものとしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市観光とは、どういう内容を指してしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 例えば「本陣に行きたい」というような施設に行く観光ではなくて、「草津に行きたい」という人を作り出していきたい。 ● 今回のリーディング・プロジェクトの施策について再整理している。

(2) 分野別計画・行財政マネジメント(素案)について

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域力を高める、とあるが、施策としてみえない。P28など「～します」ばかりで、市民が進めていくことは表現されないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域、市民の役割で整理していきたい。

第2回

日時：平成21年11月26日（木）
午前10時から午前11時30分
場所：アミカホール

(1) リーディングプロジェクト（案）について

主な意見	事務局回答及び考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ● 「ノーマライゼーションとインクルーシブな社会づくりの視点」という表現がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ノーマライゼーション」はいわゆる機会の均等化であり、「インクルーシブ」は阻害しない、包み込むという意味ではありますが、わかりやすい表現に修正いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「草津の産業集積とネットワーク化」の概要において「田上インターの立地を生かした」産業集積について書かれているが、これまでに議論のあった産業全体、農業や地域性との整合がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 田上インターの利便性が高い立地性を生かし、田上インター周辺のみならず、市内へ産業を誘致し、草津全体の活性化につなげるという視点で表現しています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 田上インターは基本計画において学術・福祉拠点というエリアに位置づけているがそのこととの整合はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土利用計画とあわせて、表現の整合を図っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「市民文化の拠点施設を整備」とあるが、箱ものを整備することは反対意見も多く、意義が見いだせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の施設整備は必要であり、「施設の新設整備を行う」ことのみを表現する内容ではなく、「既存施設をより有効に活用できるよう整備していく」という趣旨を含んでいきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 成果指標が「整備される」となっているが、重要なのは、整備されたものがどのように生かされたかであり、この指標は責任が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 市民文化活動が活発になる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「草津の市民文化を先導する人々の支援」については、先導する人だけの支援でなく、その人たちを応援する多様な主体の支援も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 市民文化を未来につなぐ活動への支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 10年後を見据えた計画であることを踏まえると、次世代への文化力の継承が重要であり、これまで草津が培ってきた子どもの高い芸術性を受け継ぐためのターゲットを絞った取組みを検討頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを強調していないが、「市民文化を未来につなぐ活動」という表現といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの芸術性の高さについては、子どもと接点のない市民はほとんど知らない。PRや啓発の方法について検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への浸透が十分ではない点は課題であり、リーディングの中での位置づけや具体的な取組みについて検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「市民文化の拠点施設」は生涯学習センターを念頭において入ると思われるが、施設を作る際には、座・でいすかすのように広く意見を吸い上げる方法をとって頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習センターだけでなく、複合施設として検討をしている。

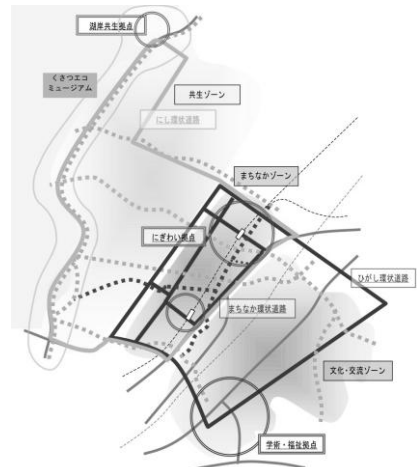
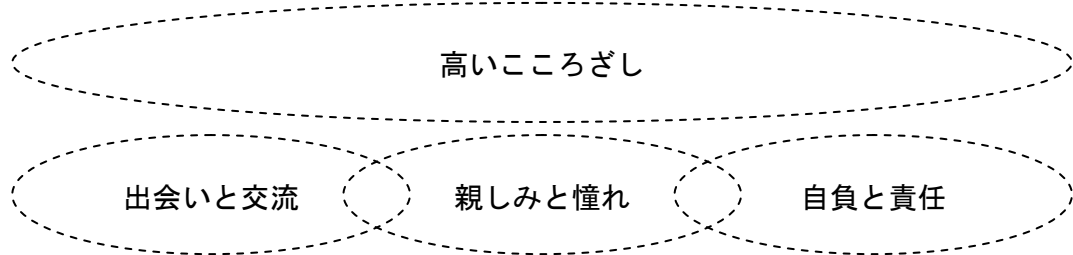
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを含め弱い立場の方々がノーマライゼーション、何か手助けがあれば同じ立場に立てるということがこの計画の基本であることを、最初に記載しその上で、リーディングプロジェクトを示してもらいたい。そうすることで、縦割りではない、トータル、ボーダーレスな視点であることがわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ、「市民の“高いところぞし”のもと」や『ここに掲げるプロジェクトは、私たち市民の間に「^{シビック・プライド}ふるさと草津の心」が自ら生み出されるよう』ということで表現いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 箱ものについては、既存施設の活用、文化の拠点の整備としてシャッター街を活用するなど、市民との協働の視点も含め、「拠点」というものに対する草津市の考え方を示したらどうだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 今ある文化施設や店舗などのいっそうの活用と、新たな拠点施設の整備・活用により、草津の文化の底力を高めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が育っていく、人づくりという表現をして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人をつくる」という客体として市民を捉える表現ではなく、「人が学び育つ」など、市民を主体とする表現にいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術の創造という一点に絞った表現となっているが、全体の文化力の向上、拠点の整備にしても、まち全体が拠点であるという意味づけにし、大きな視点で記載頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 今ある文化施設や店舗などのいっそうの活用と、新たな拠点施設の整備・活用により、草津の文化の底力を高めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「草津の市民文化を先導する人々の支援」について「先導」は表現が絞られているため、先導する人々の支援、次世代への継承という二方向を示せる表現として頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 市民文化を未来につなぐ活動への支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの元気づくり」と「大人と子どもの地域協働の促進」についてはもう少し整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ、構成を含めて整理いたします。 → 子どもの育ち・学びの応援 地域学習社会における新しい市民自治づくり
<ul style="list-style-type: none"> ● 合計6つの施策に構成されて18のプロジェクトがでている。 ● 3つのプロジェクトについては中心軸になるプロジェクトは1つということではっきりさせていただきたい。 ● リーディングの対象の施策としては15ということで整理をするということで、基本計画部会としてまとめをさせていただきたいと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 基本計画部会、総合計画特別委員会での意見等を踏まえ、リーディングの対象の施策を15して整理いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「個別事業」とあるが「プロジェクトを構成する施策に設定する対象事業一覧表」というように「対象事業」として整理したほうがよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定するリーディング対象事業名」とします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 一覧表で担当課二つ書かれているものについてはどのように理解したらよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の課が書いてあるものは比較的横断的に取り組み、一つの課が書いてあるものは重点的に行うものであります。

(2) 分野別計画・行財政マネジメント(素案)について

主な意見	事務局回答及び考え方(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 15 ページの「成果指標と各主体の行動」のところで一つだけ固有名詞が入っているが、ここが担い手だと固有名詞が出ているのは非常に不自然に感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨を踏まえ修正いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「勤労者の支援」として、具体的に「行政のなかには雇用不安についての相談に応じます」ということしか書かれていないが、労働団体は福祉団体が三つもあり、各種団体との調整支援なども充実させて頂きたい。 ● 成果指標が「完全失業率」だけになっているが福利厚生なども含めていうと失業率だけではないように思われる。 	<p>当該箇所については、市民会議の意見を踏まえ、整理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の概要に記載しております「草津市勤労者支援基本方針」の中で各種団体との調整支援なども含んでおります。 ● 趣旨を踏まえ修正いたします。 → 有効求人倍率
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の行動に対しては表現の仕方が「します」「努めます」という表現となっているがどのように使い分けているのか。「努めます」という表現は行動が約束されていない。 	<p>当該箇所については、市民会議の意見を踏まえ、整理しております。</p> <p>現時点で具体的な行動を約束できるものだけでなく、中には努力目標としての表現に留めているものもあります。</p> <p>そのため、計画の達成評価を実施しその結果を活用する際の視点等として整理していることで御理解をお願いしたい。</p>

第5次草津市総合計画のあらまし

出合いが織りなすふるさと “元気”と“うるおい”のあるまち 草津



平成32年の人口：135,000人

基本構想（案）

まちづくりの基本方向

「人」が
輝くまちへ

「安心」が
得られるまちへ

「心地よさ」が
感じられるまちへ

「活気」が
あふれるまちへ

行政の姿勢と役割

地域経営への転換

協働のまちづくりの
基盤強化

シビック・プライド ふるさと草津の心をつくる3つのリーディング・プロジェクト（案）

元気アップ

- 水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト
- はつらつ草津の未来プロジェクト
- 市民が学んで築く地域プロジェクト

うるおいアップ

地域経営の方針

- 「公」の領域の広がりへの対応
 - ・ 行動主体の役割分担と協働
 - ・ コミュニティの働きの重視
- 厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント
 - ・ 徹底した行財政改革の推進
 - ・ 業務評価の結果と財務分析の公開
 - ・ 人材育成と有効な人材活用
 - ・ 公共施設の適正配置及び必要経費の平準化
 - ・ 近隣自治体との連携
 - ・ 財務体質の強化

分野別の計画（基本方針）

- 人権：**
- 人権文化の醸成
 - 人権の擁護
- 男女共同参画：**
- 男女共同参画社会の構築
- 教育・青少年：**
- 学校教育の充実
 - 教育環境の整備
 - 青少年の健全育成
- 生涯学習・スポーツ：**
- 生涯学習施設の整備・充実
 - 生涯学習活動の振興
 - 地域学習社会の形成
 - 市民スポーツの振興
- 市民文化：**
- 市民文化の醸成
 - 歴史資産の保全と活用

- 子ども・子育て：**
- 母子保健等の充実
 - 就学前教育・保育の充実
 - 放課後児童対策の充実
 - 地域ぐるみの子ども・子育て支援
- 長寿・生きがい：**
- いきいきとした高齢社会の実現
 - あんしんできる高齢期の生活への支援
- 障害福祉：**
- 障害のある人の生活支援
 - 障害のある人の社会参加の促進
- 地域福祉：**
- 「地域力」のあるまちづくり
- 健康・保険：**
- 市民の健康づくり
 - 医療保険制度等の適正運用
- 生活安心：**
- 生活安定への支援
 - 暮らしの安心の確保
 - 火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上
- 防犯・防災：**
- 災害に強いまちづくり
 - 犯罪のないまちづくり
 - 治水対策

- うるおい・景観：**
- やすらぎ・憩いの環境づくり
 - 良好な景観の保全と創出
- 環境：**
- 人と自然との共生した環境づくり
 - 環境学習の充実
 - 地球温暖化対策への貢献
 - 資源循環型社会の構築と廃棄物の処理
 - 環境汚染・公害への適切な対策
- 住宅・住生活：**
- 住まいと住生活の魅力向上
 - “まちなか”の魅力向上
- 上下水道：**
- 水の安定供給
 - 汚水の適正処理
- 道路・交通：**
- 安全で快適な道路づくり
 - 公共交通体系の充実
 - バリアのないまちづくり

- 農林水産：**
- 農業の振興
 - 水産業等の振興
- 商工観光：**
- 商業の振興
 - 工業の振興
 - 観光の振興
 - 勤労者への支援
- コミュニティ・市民自治：**
- 地域コミュニティ活動の活性化
 - 市民活動の活性化
 - 市民まちづくり支援体制の充実
- 情報・交流：**
- まちづくり情報の提供の充実
 - 多様な交流活動の展開
 - 大学などを生かしたまちづくりの展開

行財政マネジメント

- 市民から信頼される市政運営
- 行財政資源の有効活用

<計画の進捗管理>

- 事業計画
 - ↓
 - (毎年度)
 - 主要事務事業評価
 - ↓
 - 予算編成
 - ↓
 - (各期末)
 - 施策評価による、各期基本計画の達成評価
 - ↓
 - (基本構想期末)
 - 第5次総合計画に基づくまちづくりの総括

【計画進捗の“見える化”】

- ベンチマークによる、計画の進捗把握（毎年度）
- +
- 各主体の行動

基本計画（素案）